

4月から生活困窮者自立支援制度が始まります。

経済的なお悩み、ひとりでかかえていませんか？

一緒に考え、解決に向けてのお手伝いをします。

生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行され、市社協では生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業、家計相談支援事業を富士宮市から受託し、住民のみなさんからの相談をおこなうことになりました。

住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう地域での関係づくりを行うと共に専門機関と連携して本人の希望に応じた支援を行っていきます。

このような相談をお受けしています

- ・仕事がなかなかみつからない
- ・仕事が長続きせず収入が不安定である
- ・家計のやりくり困っている
- ・生活費が足りずに困っている
- ・リストラにあつて生活に困っている
- ・病気になって働けない
- ・電気、ガス、水道などが止められそうである など

“ひとりでかかえこまないで、まずはお気軽にご相談ください。”

・あなたの悩みをお聞きし、あなたの気持ちに寄り添い、困っていることを一緒に考え支援します。制度、相談窓口等詳細については、下記までお問い合わせください。

【問合わせ先】 富士宮市社会福祉協議会 生活あんしん係
電話：22-0094

学資手当支給事業

☆交通遺児学資手当支給事業

交通事故により親を亡くした児童を対象に学資の援助を行い、児童の福祉増進を目的とするものです。

●申請要件

富士宮市に住所を有する保護者で、養育する児童が、保育園、小学校、中学校、高等学校、またはそれに相当する学校に通っている者。

●必要書類

- ①申請書(富士宮市社会福祉協議会で受け取り)
- ②遺児の戸籍謄本
- ③交通遺児となった事実に関する書類
- ④その他本会が必要と認めた書類

☆遺児学資手当支給事業

病気などにより両親を亡くした児童を対象に学資の援助を行い、児童の福祉増進を目的とするものです。

●申請要件

富士宮市に住所を有する保護者で、養育する児童が、保育園、小学校、中学校、高等学校、またはそれに相当する学校に通っている者。

●必要書類

- 次の書類を富士宮市社会福祉協議会までご提出下さい。
- ①申請書(富士宮市社会福祉協議会で受け取り)
 - ②遺児の戸籍謄本
 - ③その他本会が必要と認めた書類

不用になった
セーターやフリースを
譲ってください

地域活動支援センターバンブーでは、いらなくなったセーターやフリースを再利用して自主製品の「まくら」を製作しています。

富士宮市総合福祉会館・地域活動支援センターバンブーにて承りますので、ご協力をお願いいたします。



▲バンブーの夢まくら